

太陽光発電設備の30日等出力制御枠への到達について

当社および淡路島南部の太陽光発電設備の30日等出力制御枠は、平成27年1月26日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」に基づき算定した結果、257万kW^(注1)となっております。

このような中、本年1月22日(金)をもちまして、太陽光発電設備の接続済みおよび契約申込み済みの設備量の合計が257万kWに達しましたので、お知らせいたします。

これにより、本年1月25日(月)以降の契約申込みにつきましては、指定電気事業者制度^(注2)下での受付となります。本制度により、年間360時間を超えて出力制御^(注3)を行う場合でも、無補償となることについて受け入れていただくことを前提に、接続が可能となります。

当社といたしましては、今後とも、電力の安定供給に万全を期してまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(注1) 太陽光発電設備の30日等出力制御枠については、平成27年11月10日に開催された国の新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ(以下「系統WG」)における至近の需給実績等を踏まえた検証の結果においても、257万kWとなった。

(注2) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、30日等出力制御枠を超える再生可能エネルギー設備の系統への接続が見込まれる電気事業者に対し経済産業大臣が指定するもの。当社は、太陽光発電設備について、平成26年12月22日に指定された。

(注3) 指定電気事業者制度下における太陽光発電設備の出力制御見通しについては、系統WGで示された基本的な考え方に基づき算定し、当社ホームページ上で公表している。

◇ (参考) 太陽光発電設備の契約申込み受付日と無補償での出力制御の上限時間

発電設備容量	受付日	H26年12月2日(火)まで	H26年12月3日(水)から H27年3月31日(火)まで	H27年4月1日(水)から H28年1月22日(金)まで	H28年1月25日(月)以降
10kW未満	(出力制御対象外)	(出力制御対象外)	年間360時間	年間360時間	無制限
10kW以上 500kW未満					
500kW以上	年間30日				

【お問い合わせ先】

徳島支店 0120-564-552 松山支店 0120-410-452

高知支店 0120-410-430 高松支店 0120-410-761

※ 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]